

第3回匝瑳市市民協働推進協議会

日 時：平成29年2月13日（月）

午前10時から

場 所：匝瑳市役所 議会棟2階

第3委員会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 市民提案型事業助成金交付要綱（案）について

(2) 市民活動サポートセンターについて

(3) 「協働」の啓発方法について

(4) その他

4 閉 会

○匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱（案）

平成29年4月1日

告示第●●号

（趣旨）

第1条 この告示は、匝瑳市市民協働指針に基づき、協働を推進し、地域の課題解決や、活性化を図るため市民等が主体的に取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内において匝瑳市市民提案型事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業及び団体）

第2条 この助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）及び対象となる団体（以下「助成団体」という。）は、別表第1に定める要件を満たす事業及び団体とする。ただし、次の各号に掲げるものは、助成の対象としない。

- （1） 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的とする事業
- （2） 自治会、町内会などが行う祭礼、その他の親睦的事業
- （3） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

（助成対象経費）

第3条 この助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

（助成金の交付額等）

第4条 助成金の交付額は、別表第1に定めるところにより、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 助成金の交付回数は、1つの助成団体に対し、当該年度1回とする。

（助成対象事業の公募）

第5条 市長は、助成対象事業を募集するに当たり、募集要項を定めるものとする。

2 前項の募集要項には、助成対象事業の審査の方法及び基準並びに申込期間を記載するものとする。

3 助成金の交付を受けようとする団体は、前項に定める申込期間内に匝瑳市市民提案型事業提案書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（選考）

第6条 市長は、前条の規定により提出された提案書の内容について助成金を交付すべき団体及び事業であるか否かを、匝瑳市市民協働推進条例（平成28年4月匝瑳市条例第1号）に基づき設置された匝瑳市市民協働推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を尊重し決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定したときは、匝瑳市市民提案型事業選考審査結果通知書（第2号様式）により当該団体に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付を受けた団体の名称及び助成金の交付額を広報その他適切な方法により公表するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により選考された助成団体が規則第3条の規定により助成金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに匝瑳市市民提案型事業助成金交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 規則第4条の規定により市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を匝瑳市市民提案型事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定後、助成事業の内容を変更し、又は中止、若しくは廃止しようとする場合は、匝瑳市市民提案型事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号

様式)をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を匝瑳市市民提案型事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(第6号様式)により、助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により助成事業者は、助成事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに匝瑳市市民提案型事業実績報告書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 助成事業者は、事業の結果について協議会に出席し、活動内容を発表し、市民から理解を得られるよう努めるものとする。

(交付確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認められる場合は、規則第13条の規定により匝瑳市市民提案型事業助成金交付確定通知書(第8号様式)を助成事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第15条の規定により助成金の交付を請求しようとするときは、匝瑳市市民提案型事業助成金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第16条の規定により助成金の交付を概算払で請求しようとする助成事業者は、匝瑳市市民提案型事業助成金概算払請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 助成団体は、助成事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、助成金に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

1 団体設立支援

| 区分 | 要件等 |
|----------|---|
| 事業の要件 | <p>(1)市内の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業であること。</p> <p>(2)市内で実施される事業であること。</p> <p>(3)同一事業について、匝瑳市の財源による他の補助金等を受けていないこと。</p> <p>(4)事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確であること。</p> |
| 団体の要件 | <p>(1)活動する拠点が市内であること。</p> <p>(2)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。</p> <p>(3)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。</p> <p>(4)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。</p> |
| 助成額 | <p>助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき300,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額</p> <p>(2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額</p> |
| 交付回数の限度等 | <p>(1)同一年度内において1団体あたり1事業とする。</p> <p>(2)新規団体は、団体設立後連続3回までとする。</p> |

2 ステップアップ支援

| 区分 | 要件等 |
|----------|---|
| 事業の要件 | <p>(1)市内で実施される事業</p> <p>(2)他の団体と連携して実施する事業</p> <p>(3)次のアからウに掲げる事業のいずれかに該当する事業</p> <p>ア 各団体間の連携を強化する事業</p> <p>イ 市民活動を行う個人又は団体と地域と行政との協働につながる事業</p> <p>ウ 地域資源の発掘や地域ブランドの創造につながる事業</p> |
| 団体の要件 | <p>(1)活動する拠点が市内であること。</p> <p>(2)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。</p> <p>(3)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。</p> <p>(4)団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。</p> <p>(5)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。</p> |
| 助成額 | <p>助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき300,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額</p> <p>(2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額</p> |
| 交付回数の限度等 | <p>(1)同一年度内において1団体あたり1事業までとする。</p> <p>(2)同一事業を実施する場合においては、2回までとする。</p> |

3 協働提案型

| 区分 | 要件等 |
|----------|---|
| 事業の要件 | <p>(1)市内で実施される事業</p> <p>(2)住み良いまちづくりのための課題解決や、活性化を図る事業であり、市民活動を行う個人または団体と地域と行政との協働につながる事業</p> |
| 団体の要件 | <p>(1)活動する拠点が市内であること。</p> <p>(2)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。</p> <p>(3)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。</p> <p>(4)団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。</p> <p>(5)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。</p> |
| 助成額 | <p>助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき500,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額</p> <p>(2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額</p> |
| 交付回数の限度等 | <p>(1) 同一年度内において1団体あたり1事業までとする。</p> <p>(2) 同一事業を実施する場合においては、2回までとする。</p> |

4 こども協働まちづくり提案型

| 区分 | 要件等 |
|----------|---|
| 事業の要件 | <p>(1)市内で実施される事業</p> <p>(2)自分たちが将来も住みつづけたい街にするための企画提案を行い、自ら活動することにより郷土愛を育む事業</p> |
| 団体の要件 | <p>(1)活動する拠点が市内であること。</p> <p>(2)市内に在住し、又は在学している小学生から高校生であり、保護者又は学校の職員が参画していること。</p> |
| 助成額 | <p>助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき100,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額</p> <p>(2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額</p> |
| 交付回数の限度等 | <p>(1)同一年度内において1団体あたり1事業までとする。</p> <p>(2)同一事業を実施する場合においては、2回までとする。</p> |

別表第2（第3条関係）

《助成対象経費》

| 区分 | 対象経費 |
|----------|---|
| 旅費 | 講師、指導者及び補助者の活動場所までの交通費の実費及び会議に出席するための交通費の実費等 |
| 報償費 | 催物等を開催する場合の講師及び専門家への謝礼（団体構成員に対するものは除く。）、調査及び研究に係る謝礼 |
| 消耗品費 | 会議資料、活動資料、プログラム、ポスター等の用紙及び摩耗しやすい機材の部品、材料費等 |
| 燃料費 | ガソリン代等 |
| 印刷製本費 | チラシ、テキスト等の印刷及び資料のコピー、写真現像代等 |
| 通信運搬費 | 募集案内、会議資料などを送付するための切手、ハガキ、宅配便等 |
| 保険料 | 参加者、指導者及び講師が加入する損害賠償保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場の借上げ料、機械のリース料等 |
| 備品購入費 | 団体設立支援・ステップアップ支援の1品当たりの助成限度額は、100,000円を限度とする。 |
| 検査手数料 | 事業実施に必要な検査手続に関する費用等 |

【連絡調整会議】

●(仮)市民活動サポートセンターについて

| 機能 | 内容 | 具体的な整備内容 | 備考 |
|-------------------------|--|--|----|
| ①各主体の活動拠点 | 団体が、必要な活動を行う場所の提供 <input type="checkbox"/> 作業・打合せスペース <input type="checkbox"/> 必要な事務機器の整備 | 作業/ミーティングテーブル・椅子 パソコン・大型プリンター(看板用)・ラミネーター・印刷機等 | |
| ②各種情報の発信 (情報提供・情報共有) | <input type="checkbox"/> 団体プロファイルの配架 <input type="checkbox"/> 閲覧スペース <input type="checkbox"/> 活動発表の場(掲示版) <input type="checkbox"/> 各種募集案内(掲示版) <input type="checkbox"/> ホームページ、SNSの運営 <input type="checkbox"/> 広報誌の作成 <input type="checkbox"/> 活動発表会 | ファイル及びファイル用の書架 机・イス(上記と兼用?) 掲示板 ホームページ、SNSの構築 広報誌(チラシ)の作成 活動発表の場を設定 | |
| ③活動コーディネート機能 | <input type="checkbox"/> コーディネートナーターの配置 <input type="checkbox"/> コーディネートナーター養成 <input type="checkbox"/> 活動相談・アドバイス | ・各種活動や行政情報に精通した職員の配置(2名) ・職員及び関心のある市民にコーディネートナーター養成講座を受講 | |

作成：環境生活課市民協働班

【広報そうさ3月号掲載予定原稿】

市民の知恵を生かす協働

“協働”のまちづくりに参加してみませんか。

そ 創意と工夫で う 生み出す さ 支え合う協働のまちづくり

【本文】

皆さんは“協働”という言葉を知っていますか？

協働とは私たちそれぞれが持つ「強み」を生かし、互いに協力することで不足する分野を補い、新しい大きな力を生む“魅力ある手法”です。

協働とは何か——本市をより住み良いまちにするための第1歩を始めましょう

協働とは、私たちが持つ「強み」を生かし、協力することで、子どもから大人まで、さまざまなアイデアや知識を活用し、大きな力を生む“手法”です、一人ひとりが主役として、より良いまちにしていく担い手となることができます。

◆なぜ協働が必要なのか

本市は平成7年をピークに人口減少が進み、47年には総人口約2万8千人と、ピーク時の約半数近くになると予想され、高齢化率（65歳以上の人が人口を占める割合）が4割を超えるとも予想されています。

人口減少と少子高齢化、また、価値観の多様化による地域課題などの多様化・複雑化、これらの課題を解決するため、協働によるさまざまな主体の関わりが重要となります。

「地域を盛り上げるアイデアはあるけど、どうしていいのかわからない」「自分たちの知識や知恵を若い人たちに伝えたい」。誰かに任せるのではなく、私たちが自分ごととして、課題解決や地域活性化に向け連携・協力し、本市を魅力あるまちにしていきませんか。

市民提案型事業を実施

NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、自治会、公益活動を実践する企業などと市が力を合わせて、地域の課題解決や活性化を図るため「市民提案型事業」を実施します。

◆事業の種類

○団体設立支援

市民協働の担い手となりうる活動団体へ、設立に向けた必要経費を助成します。

○団体ステップアップ支援

協働の担い手の活動団体が行う、新規事業や事業拡大などに必要な経費を助成します。

○協働提案型

市民が住み良いまちづくりのため、課題解決や活性化を図る協働への取り組みを提案し、実施する事業です。

○こどもまちづくり提案型

将来、地域の担い手となる児童または生徒（市内に在住または在学する小学生～高校生）が、自分たちが将来も住み続けたいまちにするため、企画提案を行い、自ら活動することにより郷土愛を育む事業です。

匝瑳市市民協働推進協議会が発足

市では、協働を推進するため「匝瑳市市民協働推進協議会」が発足しました。本協議会は、市内団体推薦者7人、市民公募2人の計9名で組織されています。

協働への取り組みについて相談がある人は、本協議会事務局（市役所1階環境生活課内）まで連絡してください。

市民活動サポートセンターの開設

市民活動サポートセンター（環境生活課内）では、市民活動・協働に関する疑問や相談を受け付けています。また、活動団体間や行政とのつなぎ役も担っています。今後は、市民活動団体紹介コーナーなどを設け、協働を推進していくための環境整備を進めていきます。